



日時	2022年8月31日(水) 13時30分～15時15分
場所	板橋区立若木小学校 体育館
出席者	34名(【地域委員】7名、【行政委員】3名、【若木小学校教員】24名)
欠席者	2名
傍聴人	2名

議事内容

1 委員長挨拶

委員長は、多数の若木小学校教職員が参加されたことに謝意を示した。

委員長は、参考資料(配布資料B(2))をもとに以下情報提供等を行った。

(1) 旧若葉小学区内スクールゾーン表示について

若木小学校学区内の全通学路を2月より徒歩で調査している。スクールゾーンに指定されていない道路上に、下図のような表示が出ていた。よって、このことについて、志村警察署に警察署協議会を通じて確認した。結果、若葉小のスクールゾーンを解除した際に、区役所の方で設置した看板が残ってしまっていることが判明した。この看板については、後日区役所により撤去される予定である。



出典：国土地理院ウェブサイト「地理院地図」。本図は、地理院地図にコミュニティ・スクール委員会委員長が現地確認等に基づくスクールゾーン、通学路、注意箇所等を追記したものであり、追記情報は国土地理院が作成・確認したものではない。

(2) スクールゾーンならびに若木小学校前の遊戯道路について

全国の学校周辺には、複数のスクールゾーンが設定されている。志村署管内では、定期的にスクールゾーンの取締りを実施しているが、重点化を図っている関係で、全ての小学校区において必ずしも実施されていない。若木小児童らの登校時間を確認すると、必ずしも十分な安全が確保されているとは言えない状況、例えばスクールゾーン内の無許可車の走行などが見られる。よって、千葉県八街市で発生した交通死亡事故のようなことが起きる前に、保護者、地域、学校から警察署へ適切な要望を行うことが考えられる。このほか、若木小前には下図のように日曜・休日10時～17時は歩行者専用(いわゆる「遊戯道路」)となっている。



【column1】スクールゾーン

1977年に中野区内スクールゾーンで発生した小学1年生の交通死亡事故は、その後の裁判で加害者側の責任は認められるものの、道路の管理者と学校側の損害賠償責任は否定されている。このことから、学校において児童らに安全指導は行うものの、実質的にスクールゾーンの有効性を担保するには、当該学校の保護者、地域の協力と理解が必要と言える。

参考「学校安全における安全管理 -スクールゾーンにおける現状と課題、その改善策-」

<https://cir.nii.ac.jp/crid/1050845763349465856>

(3) 電子書籍のデモアカウントの積極的な活用について

CS委員会では、ポプラ社の協力により、主として1,2年生の各担任に、電子書籍のデモアカウントを貸与している。活用した際のイメージは、「令和4年度第2回若木CSだより」の画像を参照いただきたい。紙媒体の読み聞かせも継続しつつ、板橋区として導入した大型モニタを活用することで、遠くの席からでもその内容を確認することができる。9月末までのアカウント提供であるため、積極的に活用し、その利便性を教員も体感しながら、児童らに本の楽しさを伝えてほしい。

<https://yomokka.mottosokka.jp/>

(4) 著作権について

多くの教員が参加していること、校長配布資料(「配布資料A(2)『4 服務事故防止に向けて』」)に「著作権に気を付ける」とあることから、関連情報として以下情報提供を行った。

学校における児童の著作物には児童に著作権がある。一方、教員の場合には「職務著作」と「個人著作」の場合が考えられる。前者の場合には、個人に著作権が発生しないため問題とならないが、後者の場合には教員自身に著作権が発生することから、その著作物を使用する際に、その教員に許可を取る必要がある。なお、このことについて東京都を確認をとったところ、教員の著作物について東京都の場合は、要件を満たす場合には職務著作となる(東京都著作権取扱要綱第3条)との回答であった。しかし、この扱いについては、非常に線引きの難しい案件である。よって、権利関係には踏み込む必要がなければ、あえて踏み込まない。その上で、例えば教員が制作した若木小学校のマスコットなどを今後、若木小学校として職員の異動に関係なく利用できるようにするためには、どうしたらよいかについて例示した。実務的なことを考えた際には、作成した教員はやがては異動する。異動後に、製作者が不明になることや了解を都度とることは現実的でないことから、校長と当該教員が学校で利用する際には、自由に利用してよいことをメール等で確認し、文書として残しておくことが大切であることを案内した。

【column2】学校教育における著作権

コロナ禍の影響により、学校および大学などについても、著作権に関する理解の促進が図られた。学校の教員が参考になる資料としては、SARTRASに公開されている。

<https://sartras.or.jp/unyoshishin/>

これまで、35条により教育利用に限っては著作権に制限を加えることができた。今回は、コロナ禍によりオンラインでの配信(異時公衆送信等)に関わる運用指針も整備され、教育利用においてより一層利便性が向上している。

例 幼稚園や保育所で、普段対面で行っている絵本の読みきかせを、臨時休園中に、同じ教員と幼児間の在宅オンライン授業として行う。→許諾不要で利用(要 補償金)

運用指針は法律ではないので、大切なことは、著作権者の利益を害することがないようにすることとともに、著作権者に敬意を払いながら利用することになる。このあたりを学校の中でも教員が意識しながら利用し、児童の指導に努めていくことが求められる。

2 校長より

(1)出席している教員の自己紹介

教員紹介自己紹介、CS委員自己紹介がそれぞれ行われた。

委員長がオブザーバー紹介及び参席承認の確認を行った。

(2)学校より

①校長は、これまで若木小学校で運用していた学校におけるルールの精査及び確認を行ったことを報告した。ルールについては、意義等を児童及び教員で理解した上で守らせていく必要があることが語られた。

②生活指導主任は、当たり前のことを教員も児童も大切にしたいことを語った(配布資料A⑥)。また、学力向上委員会からは、学習で基本とするルールについて報告した(配布資料A⑦)。なお、いずれのルール(以後、「修正版ルール」)も児童らに分かりやすいように時系列にまとめられていた。

③校長は、児童らに時間の厳守について意識させたいと考え、そのためにこれまで特別時程を取り入れてきたが、一部例外を除いて原則統一した週時程を運用することを明らかにした。また、保護者同士の人間関係構築のために、保護者会を活用することについて説明した。またさらに、運動会については、立見席を設ける中で全学年実施することを考えていることを語った。

3 熟議

(1) 熟議①「若木小学校の教員に望むもの」

欠席のCS委員も含め、事前に頂戴している意見等について、委員長から紹介するとともに、その後各CS委員が付け加えた。なお、板橋区は教員の公募を実施していることから、これら要望を踏まえて、CS公募を行って欲しいと考える。

東京都 https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/staff/personnel/screening/public_offering/

板橋区 <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kyoikuiinkai/torikumi/tokushoku/1040139.html>

①「チームで仕事する意識」

従来の一人完結型からチームでこなす体制へ。例えば、準備教材等学年で相談し、分担して準備する。常にチームで物事を共有し、問題が起こった場合など一人で抱え込まずチームで対応する。仕事の効率化により、時間に余裕が生じる

②「地域に目を向ける心がけ」

「子供は地域で育てる」と言われているが、教育現場が地域に目を向けなければ、地域もうまく対応できない。地域行事に教員も積極的に参加するなど意識付けが必要と考える。

③「適切な服装について」

いつもネクタイをしめる必要があるかは別として、子供たちの前に立つ際の服装について、見直していくとよい。教育委員会が来校する際や保護者に授業を公開する際よりも、むしろ日頃、児童らに接する際の服装を自ら見直す姿勢が欲しい。児童と遊ぶ時には、それなりの恰好。授業は、それなりの恰好。20年程前から若木小の地域では、教員がジャージで授業する姿などについて、疑問の声があがっている。現在の若木小がどうか定かではないが、まずはそれぞれの教員が服装の見直しをするとよい。

④「GIGA 端末の積極的な活用」

通常校では月4回(1日7時間)、大規模校(小学校18学級・中学校15学級以上)では月8回ICT支援員を派遣している。本区においては、年間およそ2億の予算(含都補助金)が措置されている。こうした予算措置されている間に、ICT支援員を活用しながら、積極的に活用してほしい。なお、災害時には、携帯電話や一般電話が不通になり、いち早く復旧するのがweb171災害伝言板である。そこで、この使い方などを指導するのもGIGA端末の有効活用と言えるのではないかと。

⑤「積極的な授業公開、情報公開」

公開日に限らず、普段から授業は公開されていることを広く周知するとよい。また、学級通信等、必要な枠や文字数にこだわらず、必要な情報について保護者配信メール等を活用し、積極的に発信していくとよい。なお、2学期から便り等をデジタル配信することとなったが、即時性や男女問わず児童の教育に参画、アクセスしやすくなることから歓迎したい。

⑥「沢山、児童らと遊ぶ」

いわゆる勉強もさることながら、沢山児童らと遊ぶことを心がけるとよい。これにより、児童と教員の人間関係構築にもつながる。

⑦「3つの望むもの」

ア教室環境(掲示物 定期的な張替え(他クラスから学ぶ)、誤字のままの掲示回避)
イ目標設定(今年の重点目標は考える子 進捗状況についてPDCAを回しながら確認すること)
ウ土曜プランの活用(保護者の安心を得るために重要な機会である)

⑧「社員教育の援用」

挨拶と掃除を大切にしてほしい。

⑨「考動の提案」

考えて動くことを教員ならびに児童らを指導する際に意識するとよい。

⑩「よき相談者」

この先生なら相談できるという教員であってほしい。また、忙しさの中でも児童らの話をじっくりと聞いてやってほしい。

⑪「楽しい思い出作り」

板橋区の成人式は、地域が手作りで行っている。学校も楽しい思い出作りの場として機能していくとよい。また、コロナ禍により、縮小傾向であったため、今一度児童らを盛り立てて欲しい。

⑫「学校支援地域本部(わかぎ応援団)の活用」

些細なことでもよいので活用してほしい。また、地域と保護者で構成されているため、ニーズに応じて、要望してほしい。

⑬「PTA 行事への協力」

夏休み終了間際のラジオ体操には多くの教員に参加いただいた。10/29にPTA祭りを予定していることから、可能であれば教員にも参加や出演等お願いしたい。

⑭「本気で向かい合う姿勢」

児童らは、大人が思う以上に教員の言動を覚えている。本気で称賛、叱責ともに行って欲しい。

⑮「寺子屋の参観」

寺子屋についても、コロナ禍で活動を停止していたが、時間のある際に覗いてほしい。

いずれの指摘も若木小学校に限ったことではないかもしれない。一方で、これまで保護者や地域から直接、声の届かない内容も含んでいるのではないか。板橋区の小中学校はコミュニティ・スクールとして運営されており、学校が抱える課題は、複雑かつ多岐にわたることから、こうした指摘も真摯に受けとめ、児童らの教育を充実させてほしい。

(2)熟議②「当たり前を当たり前～規範意識向上のための学校・保護者・地域の連携した取組」

熟議②については、若木小学校の教員を低学年・中学年・高学年・専科の4グループに分け、そこにCS委員が入る形で15分程度のディスカッションを行い、その後各グループから報告が行われた。ここでは、「修正版ルール」についてや一般的事項について語られた。

なお、「修正版ルール」については、CS委員会で承認のもと運用開始となるが、承認に至るまでの会議時間が確保できなかった(本CS委員会後15:15～エリア合同のCS委員会が予定されていたため)。よって、その後のメール会議にて意見を集約し、見直し等も含めて学校に提案し、それらを反映したものにより、本格運用として承認することとした。

以下は、原案(下線部)に対するCS委員会としての具体的な意見である。これらを十分に検討し、再度CS委員会に承認を得たうえで運用を開始してほしい。また、必要に応じて、今後も見直しをしていくとよい。

△…伝え方の工夫や今後の検討が必要

■…表現内容の見直しが必要

「若木小 思いやりルールについて」

△「校庭遊びでは、ボールをけることはしない」→校庭の狭さ、事故防止の観点からはやむを得ない気もする。一方で、体育でサッカー(ボール運動)をするのに、日頃練習できない点は課題が残る。何か工夫の余地はないか。例えば、ある程度高いフェンスやネットで囲うことや、学年ローテーションなど運用方法により解決できるかもしれない。

△「地域の人が見ています。人の土地の中で遊ばない。自分がやられて嫌かどうかを考えること。」→基本的にはその通りだが、遊べる場所、遊戯道路も含めて、案内してやるとよい。例えば、ある自治体では放課後の管理のしやすさから校庭を閉じていた。このような中、近所の駐車場で遊ぶ苦情が頻発した。その後、教員がつくことで、放課後の校庭開放に踏み切り、学級の荒れや諸問題は解消している。自治体によっては、校庭開放のために地域の方を付ける場合もある。いずれにせよ、遊ぶ場所の案内や奨励をセットでお願いしたい。なお、あいキッズを知らない児童・保護者も一定数いると考えられるため、周知方法等も含め、あいキッズでも検討いただきたい。また、本CSだよりによる発信も一翼を担えればと考える。

△「髪留めはヘアピンやヘアゴムにすること。カチューシャはしてはいけない。」→これは何故か？校帽との関係か？あまり細かなことを規定しない方がよいのではないか。事故防止の観点であれば、体育の時には外すように指導するなど、先のCS委員指摘の「考動」も意識するとよい。

■「ランドセルには防犯ブザーとお守りはつけてよい。」→ほかのものはダメなのか。例えばGPSはよいのではないか。学校安全の視点からもナンセンスである。よって、防犯に関わる物などは容認するように表現を改めていただきたい(除 携帯電話)。
その理由は「登下校時の総合的な安全・安心対策に関する論考」を参照。
→<https://cir.nii.ac.jp/crid/1050293180227944192>

「学習で基本とするルールについて」

△「勝手に席を離れない。」→基本的に、学習に必要なか否かで判断することではないか。ただし、若木小の一部児童らの現状から考えるとやむを得ない気もする。学級実態に応じて、指導してほしい。学びのイノベーションから考えた際にも疑問が残るし、校長の目指す方向性にそぐわないのではないか。現状を踏まえてというのであれば、少なくとも、学習に不要な離籍をたしなめるような表現にするなど、工夫が必要である。

△「ふりかえり(わかったこと・かんがえたこと・ぎもん)等を書く」→学習の振り返りは、学習科学におけるリフレクションを意味する。学習が「転移」するために必要な方法であるため、目標に対して振り返るものであり、特に高学年には、そうした指導が必要である。また、教員は当然、目標を明示する必要がある。以前、一部の学校現場で「感想を書くように」という大きな誤解から生じする指示が児童らに与えられていた。形式的に実施するのではなく、「修正版ルール」そのものと同様、なぜそのようなことが必要なのか、説明した上で児童らに徹底するとよい。高学年であれば、「本時の目標に対して振り返る」など、発達段階に応じた指導が必要である。

全体を通じて

あまり、細かなルール、網羅的な設定は、そのルールを守らせるために教員は疲弊する。特に、禁止規定とするのではなく、CS委員からの助言にもあったような「考動」が重要ではないか。また、表現は「〇〇しない」のようではなく、「〇〇する」にするとよい。またさらに、そもそもなぜ、そのようなルールがあるのか、児童や保護者、さらには地域、教員自身ができるように説明を付記するなどしてはどうか。その理由に妥当性が欠けると判断されれば、児童らであれば児童会を通じて変更すればよい。

特に、「修正版ルール」は日常的に児童と教員が拠り所にするものである。今後は、上記CS委員会の意見を踏まえ修正した「再修正版ルール」を運用していく。その後、児童会を通じて毎年見直しを実施し、これをCS委員会で承認を得る。特に児童会活動は現校長の専門分野と聞く。創造的な方向へぜひ舵を切してほしい。

結びに

今回のコロナ禍により、「学校の臨時休業中 子供たちは、学校や教師からの指示・発信がないと『何をして良いか分からず』学びを止めてしまうという実態が見られたことから、これまでの学校教育では自立した学習者を十分育てられていなかったのではないかと指摘もある」(文部科学省(2021)「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)(中教審第228号))との指摘はまさに若木小学校の児童らにも当てはまるのではないかと。よって、まず学校で指導する教員については、今一度、現状をとらえつつ、どのような方向を目指すべきなのか再確認してほしい。一次的に細かなルールの徹底が必要であったとしても、どこを目指しているのかを見失ってはならない。

次に、保護者にとっては、現在、一部の児童らにより授業が成り立たない状況について、当該学年だけの問題と捉えるのは危険である。当該学年保護者、当該学年以外の保護者いずれにあっても、大きな影響を受けていることに気付いていただきたい。(そのためにも、学校は前述のCS委員指摘のように積極的に情報を公開し、保護者に具体的な協力を求めていく必要がある。)現在、校長をはじめ多くの教員を特定の学級や児童対応に長期間割いている。このことは、若木小学校が創造的に運営されることを阻害していると考えられる。教職員にも多くのことを求めたいが、同時に保護者や地域の力無くしては、学校は無力である。大人たちがそれぞれの役割を果たしていただければとCS委員会として改めてお願いしたい。

4 次回以降の予定

学校側の原案をもとに、一部日程を修正する中で、以下のように決定した。

第1回 令和4年5月21日(土) 14:00~15:30 ※AM主曜授業

第2回 令和4年7月22日(金) 18:00~19:30 ※前期評価について

第3回 令和4年8月31日(水) 13:30~15:00 エリア合同 15:15~

第4回 令和4年12月17日(土) 14:00~15:30 ※学校評価 ※AM土曜授業
第5回 令和5年2月22日(水) 18:00~19:30 ※次年度の経営方針について承認確認

配布資料	A【学校側配布資料】		
	(1)令和4年度 第3回若木小コミュニティ・スクール委員会 次第 (2)第3回若木小コミュニティ・スクール委員会資料(校長) (3)若木小学校 校長室だより どんまい vol.9 (4)令和4年度週時程表(令和4年9月1日改訂) (5)令和4年度 板橋区立若木小学校 年間行事予定表(令和4年8月29日現在) (6)若木小 思いやりルール(生活指導部) (7)学習で基本とするルール(学力向上委員会)		
作成者	B【委員等配布資料】		
	(1)参考資料(委員長) (2)ボランティア活動だより(わかぎ応援団) (3)板橋区コミュニティ・スクール委員研修 案内(区教委)		
	CS委員長	確認者	校長